

特許法施行規則等の一部を改正する省令について

平成21年1月

特許庁

．改正の必要性

特許法等の一部を改正する法律（平成20年法律第16号、以下「改正法」という。）の成立により、証明等の制限、優先権書類の電子的交換の対象国の拡大及び仮通常実施権等の登録に関する規定の整備等を行う必要があるため、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）特許登録令施行規則（昭和35年通商産業省令第33号）及び関係省令について、所要の改正を行う。

．改正の概要

（1）証明等の制限について〔特許法施行規則等〕

改正法により、通常実施権等の情報の一部について証明等を一定の利害関係人に制限する制度が導入されたことに伴い、通常実施権等の利害関係人が証明等の請求をする場合には、利害関係人であることを証明する書面を提出しなければならないことを規定する。

（2）仮通常実施権等の登録制度について〔特許登録令施行規則〕

改正法により、仮通常実施権等（仮専用実施権及び仮通常実施権をいう。）の登録制度が創設されたことに伴い、必要な手続及び様式等を規定する。

特許仮実施権原簿の様式等を規定する。

仮通常実施権等に関する登録の方法及び様式等を規定する。

（3）優先権書類の電子的交換の対象国の拡大について〔特許法施行規則等〕

改正法により、優先権書類の電子的交換の対象国が拡大されたことに伴い、電子的交換の対象となる場合として省令で定める場合を次のとおり規定する。

アメリカ合衆国、欧州特許庁又は大韓民国が発行する優先権書類を取得する場合

（アメリカ合衆国、欧州特許庁又は大韓民国にされた出願を基礎とする優先権主張をしている場合）

他国が発行した優先権書類をアメリカ合衆国又は欧州特許庁を経由して取得する場合

（アメリカ合衆国又は欧州特許庁に優先権書類を提出した場合又はアメリカ合衆国又は欧州特許庁が優先権書類の電子データを保有している場合）

世界的所有権機関を通じて優先権書類を取得する場合

（世界的所有権機関を通じて特許庁長官が優先権書類を取得するための事前手続がされている場合）

(4) その他

現行制度において、申請による登録をしたときは、申請受付日及び登録の年月日を原簿に登録（記載）することとされているが、登録の年月日を原簿の記録（記載）事項から削除し、申請受付日のみを記録することとする¹。[特許登録令施行規則等]

・ 公布及び施行期日

公布：平成21年 1月30日

施行：平成21年 4月 1日

¹ 不動産登記法（平成16年法律第123号）第59条においては、登記が実行された日ではなく、登記申請の受付の年月日が登記簿に登録されることとされており、申請を受け付けた日が効力発生時点と推定されるものと解されている。